

## 開 会

委員長 それでは、ただいまから平成20年第1回臨時教育委員会会議を開催いたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いいたします。

## 議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日提案されている議題は、議案14件です。少々たくさんありますが、なるべく時間内に終了させたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

## 議案第11号

委員長 初めに、議案第11号「松戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第11号につきましてご説明申し上げます。

当議案につきましては、市長部局と一緒に技労職の補職並びに職制を改正した関係で、教育委員会が所管しております事項につきましても改正をお願いするものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただければと思います。

4ページに松戸市教育委員会職員の職名に関する規則新旧対照表というものがございます。その中の下段のほうに技労職の給料表というものがございます。まず、補職名の欄につきましては、現行では、「技師」、「技師補」、「技術員」となっております。また、職制の欄におきましては、技師と技師補に対しまして主任技術員が並んでおります。改正に当たりましては、補職名を「技師」に一本化をさせていただくということでございます。それと、技師に対応する職制につきましては、「主任技術員」、「主任用務員」、「主任調理員」、「用務員」、「調理員」というふうに直していきたいということでございます。

次のページをあけてください。同様に「業務員」という欄がございます。こちらのほうを

「技師補」に改め、あわせて「用務員」と「調理員」という形に直したいということでございます。

それから別表の第2の表中の職種名に、「給食調理員」とございますがこちらを「給食」を取りまして、「調理員」という形で統一をしていきたいということでございます。

以上、新旧対照表によりまして説明させていただきました。よろしくお願いたします。  
委員長 ありがとうございます。議案第11号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。特にございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、特にご異議、ご質問がないようですので、これで質疑及び討論を終結とし、議案第11号を採決いたします。議案第11号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第12号

委員長 次に、議案第12号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第12号「教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定」でございます。

こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が先般改正されたところでございますが、その中で教育長に対する委理事務の改正が求められております。

3ページ、4ページ、5ページをお開きいただければと思います。

5ページの折り込み新旧対比の部分でございますのでそれをあわせて見ていただきたいと思います。

まず、現行の規定の中で、第2条の(8)、8号でございますけれども、こちらのほうに、現行では「教育長、本部長、担当部長、企画管理室長」とございまして、「の長を任免する

こと」というふうに表現がされております。それを今度は少し変えまして、「任免その他の人事に関すること」という表現に改まりますということでございます。こちらが8号の関係でございます。

それから、4ページの19号に「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること」という形でここへ載せております。

この8号と19号の関係を法律に基づきまして見ていただきますと、26条というのが出ています。26条の中の2項の4号と5号ですか、この2号に係する部分を規則の中で8号と19号という形で表現をさせていただいたということでございます。

法律のほうではかなり概観的に概括的な表現で述べられておりますけれども、松戸市のほうの事務委任規則を見ても、かなり細かく規定をされております。そういう関係でながめてみますと、あちこちに係するような部分が登場してくるところもありますけれども、今般は8号と19号をもちまして法律の改正に相当する部分の改正をしていきたいということでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。何かお気づきになった点は。

根守先生、何か。

根守委員 これは市費負担の職員の場合ですよね。県費は県のほうですか。

企画管理室長 8号の中に括弧書きの部分で、小学校及び中学校の県費負担教職員を除きますということでございまして、その分は除いてまいりますので、それ以外の方ということになります。

根守委員 はい、わかりました。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

単純な質問ですが、今の8号の冒頭、これは教育長の委任に関する規定ですよね。それで、その8号は「教育長」という言葉も出てきますね。これはどういう読み方をしたらいいんでしょうか。

生涯学習本部参事監 今の第8号ですか、「教育長」と入っているのは、教育長さんの任免は

教育委員会ですることになっていきますので、ですからもともと教育長さんに委任できる内容ではないということに入っているということで、よろしく願いいたします。

委員長 わかりました。確認です。

教育長 自分で自分に発令できないということなんですよ。

委員長 そうですね。わかりました。

19号につきましては、これは法律の規定に基づく新しい規定でここに入ったということですね。これが今後重要な意味を持つてくるという意味で、我々もちょっと意識しておかなければいけないということですね。

添付資料でいただいた地教行法の26条、27条にそのようにきちっと書いてあって、これが今後、地方教育、いわゆる分権化の中で本当に重要になってくる中身になろうかと思えます。

それでは、質疑及び討論はよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議案第12号に関する質疑及び討論を終結し、採決いたします。議案第12号については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

### 議案第13号

委員長 次に、議案第13号「松戸市教育委員会部長職等の人事について」を議題といたします。

この議題は、人事案件でございますので、秘密会としてはいかがかとお諮りしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則8条規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席願います。

生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、以上でございます。その他の方は退席してください。

(以後、秘密会)

#### 議案第14号

委員長 次に、議案第14号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第14号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご提案申し上げます。

これは、一番最初の議案第11号でありました松戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明がありましたが、同じように、それを受けまして、技労職の補職及び職制の整備に伴い市長部局との整合性を図るといふ、そういう教育委員会規則のほうが改正されましたので、それを受けまして、管理規則についても同じように整合性を図っていくというものが1点と、もう1点は、学校教育法の条項が移動しましたので、その引用条項の規定整備を図るためでございます。

具体的にご説明申し上げたいと思います。

3ページに新旧対照表がありますので、そちらで説明したいと思います。

その表の下のほうに、「給食調理員」、右のほうに「調理員」というふうになっていますが、これがまさしく議案11号でご提案がありました「給食調理員」という職名を「調理員」というふうに変えたということを受けまして、管理規則でも同様に「給食」という文言を取ったものでございます。

もう1点は、その下に施設等の利用という第34条がございますが、ここの学校教育法「第85条」、これを条項が移動したことに伴いまして、「137条」というふうに変更するものがあります。

なお、この85条、137条については、条文については全く変化はございません。学校施設の社会教育等への利用に関する条文になっております。

ということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

橋戸課長のわかりやすい説明もきょうで最後になりそうでございます。

先ほどご審議いただいた内容を受けていることと、それからもう1点は、学校教育法の条文の数が移動した、その移動に伴うところのこの規則の条数の変更をするという2点でございます。

この件については、この後の審議事項も幾つか続きますので、大体同じような考え方で審議願いたいと思います。

教育長 最後のはなむけの質問をしたいんですけども、調理員、「上司の命を受け」とありますが、上司とは職制上ではどの職制の人なのか。

学務課長 これは学校の管理規則ということでここに事務職員等の職及び職務ということで載っておりますので、私はこの上司というのはやはり校長、教頭を指すというふうに解釈しております。

教育長 じゃ直属の上司というのは、つまり教頭であると。

学務課長 直属といいますか、上司といいましたら、やはり校長、教頭と、こういうふうに解釈しております。

教育長 栄養士も事務長も学校給食担当主任教諭も一切上司ではないということで、上下関係はない、命令系統はないんですか。

学務課長 やはりそうです。管理職ということで、校長、教頭が上司になると思いますが、ほかの教諭、栄養士、事務職員等については、そういう管理するという意味の上下の関係はないのではないかと。やはり上司といたら、学校職員の場合は校長、教頭。教頭にとっては、上司といえば校長になるというふうな解釈をいたしております。例えば、事務員というところの職務、すべてについて、頭のところには「上司の命を受け」というふうにあるんですが、例えば「上司の命を受け、主任主事、主事の職務を助ける」というふうにございますので、その職制からいくと、主任主事とか主事とかという、そういう職制の上下関係というものはありますが、やはり「上司の命を受け」という場合の上司というのは、校長、教頭であろうというふうに解釈するのが一番妥当性のあると言ったらおかしいんですが、そういう解釈でいくということで理解してよろしいんじゃないかなと思います。例えば教諭等においても、

学年主任がいて、そのもとに学年の担任がいるわけですが、やはりそこで主任と力を合わせて協力して職務を遂行するという点、やはりそこで命令をするという関係においては、上司が命令をするということで、学年主任であるから主任が命令するとかという、そういう関係ではないのではないかと。命令を受けるということになると、やはり上司ということに限られてくるのではないかなと思います。

ただ、現実的に主任というのは、命令という言葉は使わないけれども、これをやりなさい、こうしなさいという、その指導助言を含めたそういう指導的な立場にあるということは当然だと思います。

委員長 はなむけの質問でしたので、はなむけのアドバイスをしますと、恐らく最終的には、やはり学校の事務管理については学校長が最終責任者で、上司に当たる人間が仮に複数階層的にあるとすれば、最終的にはやはり学校長にあると思います。学校長からある程度委任を受けた人たちの命があるとすれば、それは委任を受けた限りですから、学校長の命としてやはり指示に従うということになるというのが実務じゃないでしょうか。学校長は忙しいので、給食のことについて全部口出しするといいますが、指導するわけにいかない。すると、教頭先生に、実はこういうことでよろしく願いますという指示があれば、これは学校長の指示というふうに理解していいんじゃないでしょうか。

学務課長 せっかくはなむけのご質問をいただきましたので、やはりこうしなさい、あしなさいという主任の言葉というのは、これは指導助言の意味として、こうしなさい、あしなさい。命令しているのではなくて、こうしなさいという言葉を使って指導しているというふうにご理解いただければというふうに思います。

教育長 わかりました。

根守委員 一々校長が指示しなくてもいい。校務分掌に従って指導し、トップにある学校長が教頭が責任を負わなければいけない。すべての学校運営、機構の中で、校務分掌を見ると、それぞれの責任者が校長の指示を仰いでいる。

教育長 それは私が全責任を負っていると。子供が転んでけがしても、最終的には私の責任の話です。

根守委員 すべて。

委員長 そうですね。教育長の職務は大変なんです。

根守委員 市内の学校全部ですからね。

委員長 そうですね。お察し申し上げます。いかがでしょうか。言葉上はそういうことで、

「給食調理員」が「調理員」になったということですね。

議案第14号につきましては、何かほかに質問等はございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 なければ、採決に入りたいと思います。

それでは、これより議案第14号を採決いたします。議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第15号

委員長 次に、議案第15号「市立学校施設の使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第15号「市立学校施設の使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ということでございます。

学校教育法の改正による条項整備をしていくということでございます。

具体的に、3ページをごらん下さい。

第3条の規定について、このような改正がなされるという対比をお示しいたしました。

先ほどの14号と同様、第「85条」が「137条」という形で整理がなされてまいります。

それから、次の1行あけて、「において」の部分、「学校長」の前に「、」が入りましたということでございます。

それから、文末の部分の「付して」の漢字の使い方が最近の使い方のほうに改まっております。

そういうことでございますが、主要なものは「85条」、これが「137条」という形で整備がなされましたという趣旨でございます、本当に事務的な改正ではございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ありがとうございました。

議案第15号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

形式的なことですので、質疑及び討論は終結させていただいてよろしいですか。

(「いいです」の声あり)

委員長 それでは、議案第15号を採決いたします。議案第15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第16号

委員長 議案第16号「松戸市幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 それでは、16号「松戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

委員長 ここは「市立」ですか、「市」ですか。タイトルは「市立」としたらよろしいですか。「松戸市立」ですね。私は「松戸市」と言いましたが、「市立」、「立」が入りますね。

学務課長 そうです。

委員長 失礼しました。

学務課長 これは、まさに先ほどの14号でご説明申し上げました学校教育法の条項の移動に伴うもので、全く同じであります。幼稚園の管理規則の中にも、3ページの新旧対照表を開いていただきますと、小・中学校の管理規則と同じように、施設等の利用という、そういう項目があります。その中の「85条」が「137条」に移動しているということで、全く14号と同じ趣旨であります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第16号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

質疑及び討論に入りますが、これも単なる修正です。内容に変更ありませんので、採決に入ってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第16号についての採決をいたします。議案第16号につきましては、原

案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第17号

委員長 次に、議案第17号「松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

市立高等学校担当室長 議案第17号につきましては、先ほど提案されました議案11号に関連するものでございます。

松戸市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、提案理由といたしましては、技労職の補職及び職制の整備に伴い、市長部局と整合を図るものでございます。

もう1点につきましては、学校教育法の改正により、条項移動に伴う引用条項の規定整備を図るものでございます。

3ページから4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

管理規則第8条につきましては、4ページの下の方になります。用務員の補職名について、現行の「技師補」、「技術員」及び「業務員」を「技師」及び「技師補」に改めます。また、職制につきましては、現行の「主任技術員」を補職名、技師における「主任用務員」と「用務員」に、及び補職名、技師補における「用務員」に改めるものでございます。

次に、管理規則の第52条関連でございますが、学校教育法の改正に伴いまして、管理規則第52条中の学校教育法「第85条」を「第137条」に改めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご説明にあったように、これも議案第11号及び14号とあわせて高等学校の部分の変更になり、特に問題はないかと思えます。整合性を持たせるための改正になります。

それでは、議案第17号につきましても、これで質疑及び討論は終結とさせていただきます、採

決します。議案第17号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第18号

委員長 次に、議案第18号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。お願いします。

図書館長 それでは、第18号についてご説明いたします。

議案第18号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」。

松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由でございますけれども、松戸市立図書館小型分館の月曜日の祝日、休館日開館を行うためでございます。

図書館の祝日開館につきましては、本年度、昨年2月からになりますけれども、本館及び大型分館の4館で実施してきたところでございます。今回ご提案いたすものにつきましては、この図書館の開館時間等の拡大をいたしまして、小型分館の15館にも拡大しようとするものです。

現在、小型分館については祝日を休館日としております。また、月曜日が祝日の場合、月曜休館の関係から、これの振りかえを実施しております。すなわち翌日の火曜日を休館日とすることになっており、月曜、火曜、これは祝日の場合ですけれども、これが連続休館となっているという現状がございます。また、ご案内のとおり、図書館の分館につきましては、市民センターとの複合施設になっております。市民センターの休館につきましては、今まで月1回、月曜日の法定の休館日としてございます。これが新年度につきましては、月曜日が祝日等の場合には、翌日に振りかえをするというような新しい体制で臨むことになっております。図書館につきましても、市民センター等の施設の運用を一体化してまいりたい。そして、図書館利用者のサービスの拡充策として、図書館の開館日を拡大するため、今回の規則改正を提案するものでございます。

具体的な改正の内容でございますけれども、めぐりまして、3ページのほうに新旧の対照表がございます。ここの休館日、第4条につきましては、いわゆる小型分館の休館日の関係

を規定してございます。2号のアで月曜日を休館としてございます。イで祝日法による休日、これを休館としているものでございます。

今回の改正につきましては、改正案の右側の欄でございますけれども、イのほうで祝日法による休日のただし書きといたしまして、括弧で表記いたしました。「その日が月曜日に当たるときは、その日を除く」ということで、祝日の場合の月曜休館は、これを開館することです。実際的な運用につきましては、年間で7日ほど開館日についてはふえるということをご予定しております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第18号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

たしか前回といたしますか、以前に図書館の開館日、閉館日について、大型館とそれから小型館の違い等についてご説明いただきました。結果、今回は小型分館について、原則月曜日は休館ですが、休日に当たる場合には月曜も開館するという改正になります。

いかがでしょうか。

利用者の便を考えて、あるいは市民センターとの一体化ということでしたので、利用者には便利になろうかと思えます。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第18号につきましては、質疑及び討論を終結とし、採決に入らせていただきます。議案第18号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### 議案第19号

委員長 次に、議案第19号「松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

図書館長 では、議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号「松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則の制定について」。

松戸市立図書館の組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由でございますけれども、松戸市立図書館の係制を廃止し、組織運営の柔軟性を確保するためでございます。

図書館の組織につきましては、現在、庶務係と奉仕係で構成されております。この係制を廃止いたしまして、組織的な運用体制につきましては、いわゆるスタッフ制とするものでございます。

ご案内のとおり、図書館のみならず、市の職員構成につきましては、団塊の世代が定年退職をする時期を迎えておりまして、職員の高齢化が進展しております。組織的にはラインとして組織することが困難となるなど、組織自体の硬直化も一部で見られる現状にあります。また、時代の変遷とともに市民ニーズは多様化しておりまして、これに伴い業務も複雑多岐にわたってきているといった状況がございます。これらを背景といたしまして、市全体でも係制を廃止し、スタッフ制に移行しているところでございます。スタッフ制につきましては、今申し上げた係の係制の維持が困難な状況を踏まえまして、今後の人材の育成を含め、人材の有効な活用や柔軟な人事配置などにより、組織運営の柔軟性を確保をするものでございます。

具体的な改正内容につきましては、4ページのほうに新旧対照表がございますので、ごらんいただきたいと思います。

第2条で係の庶務係、奉仕係を規定ということで、ここの条文を削除いたします。

事務分掌につきましては、別表のとおりという形で、下段のほうに別表が掲げられておりますけれども、これを統合するような形でございます。図書館の庶務に関すること、左側の現行の欄にアンダーラインが引いてございますけれども、この部分は、統合することによって係として分かれる必要がなくなりますので、この事務分掌は除きますけれども、あとは現行のままというふうに考えてございます。

第3条、職務でございますけれども、第2項のほうで「次長及び副館長」という規定がございますけれども、これは古い規定になっておりますので、新しい規定のほうにしたいという形でございます。3号のほうに新たな条文を加えまして、職務内容についての実質的な運用を図っていかうということでございます。

以上が主な改正内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

議案第19号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

先ほどとも関連しますが、係長の廃止に伴う内容の改正ですが、4ページの第3条でちょっとお伺いしてよろしいですか。

旧規定では、4条第2項で「次長及び副館長」という職務があったわけですが、新规定、改正案では、これが「館長補佐」というふうに改正されるという点が1点です。それはそのように変わるわけですね。

図書館長 はい。

委員長 その次に、新しく第3項ができて、「その他の職にある者は」とありますね。その他というのは、何か特別の職位があるわけですか。

図書館長 職制のほうで先ほどの改正もございましたけれども、職制内でいいますと、主査あるいは主任主事等がございます。これらは変更の上でも残っておりますので、そういうラインの流れは、これはあるという形になりますので、先ほどの上司の命ではないですけれども、こういう形の中で分担をさせるという形になります。

委員長 わかりました。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

教育長、どうぞ。

教育長 館長にお聞きしたいんですけれども、確かに係制を廃止するということは、従来よく言われていた事務分掌が明確であって、やることははっきりしている反面、効率がいい反面、縦割りの弊害があって、係官の頻閑の間の別なく、関係なく、やはり片方が忙しいときは、片方が暇でもそのまま帰ってしまうということが、市役所全体の組織にそういうのがあったわけでした、その弊害を緩和して、横断的な組織にして、いつでもだれでもどこでも必要な業務に携わることができるというふうな改正なんだろうという、それは非常によろしいんですけれども、反面、その責任の所在が不明確になって、俗っぽい表現で失礼なんだけれども、あるいは突っかけ持ちになるという。

したがって、スタッフ制へ移行したことによる利点を最大限に発揮するための運用の要諦というのはどういうことになるのか、ちょっとお聞かせいただければと思いますけれども。

図書館長 本当に難しい質問なんですけれども、現行でも実際には担当制をしいておりますので、それなりの総枠を係単位でやるのか、あるいはこういった形のグループ、そのグループを把握する班長、その辺をしっかりと上司のほうが……。上司とは私を含む級等以下のことをいいますけれども、それから把握していくという流れの中で考えていきたいというふうにも考えていますけれども、実際の事業本来といたしましては、図書館は先ほど2係と言いました。確かに庶務係についてはコンパクトにまとまっておりますし、業務の統一性もあるんですけれども、ほかの業務、奉仕係というものにつきましては、図書館の分館を含めて、職員数で、今、全体で36名正式職員がおりますけれども、このうち庶務係が4名程度、管理職を入れて4名程度なんですけれども、これ以外は全部奉仕係に入ると。それを1人の係長が掌握する意味が事実上なくなっているような部分もございます。それをカバーしているのが管理職ではあるわけですけれども、事実上、下が育たないというような現状もございまして、そういった人材の育成を含めて、今後のスタッフ制を理解していくと。

この責任の所在につきましては、やはり個々にばらばらになるのではなくて、今現在考えているのは、図書館内に5班から6班程度を考えているんですけれども、それを連絡を密にする連絡調整会議ですか、それは管理職が集まる会議とは別個に、そういうスタッフの中のリーダーが集まって会議をやる。そこに上司なり、その現状を見る常設の管理職がかかわっていくという中で、責任の所在なり、それから業務の執行体制を維持管理したいというふうに考えております。

答えになっているかどうか、ちょっとあれですけれども。

教育長 よくわかりました。それでよろしいかと思えますけれども、老婆心ながら、スタッフ制にした場合の運用、管理の要諦というのは、やはり組織目標、事務事業の目標管理を導入して、徹底していくことだろうなというふうに思います。

図書館長 今、教育長がおっしゃられたとおり、そのグループ、班ですね、それ自体は一つの車の中でのある程度のまとまりを持った業務の固まりの集団ですので、そういう中で目標を設定していきたいと。

それを超えた全体的なものについては、また別の面でそういう範囲内に先ほど申し上げました連絡調整会議で密にしていくことにより、全体的な図書館の分掌事務としていくというふうに考えておりますので。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

我々がここで議論できるのは、係制を廃止したことに伴う事務上のトラブルがないようにお願いすることと、利用者にとって不便が多発しないようにお願いすることになるかと思えます。組織はいろいろな意味で複雑になりますが、利用者にとってみれば、利用することの便宜のための組織であってほしいと願うだけですので、そういう視点からサービスの向上に努めていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

質疑及び討論はこれで終結させていただき、これより議案第19号を採決いたします。議案第19号については、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### 議案第20号

委員長 次に、議案第20号「松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

博物館次長 議案第20号「松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由でございますが、記載のとおり博物館の係制を廃止しまして、柔軟な組織体制の維持を図るということでございます。

今、教育長から管理目標云々とかがございましたけれども、博物館には学芸員がおり、学芸係というのがございまして、事務職と学芸員が一緒になって事業を進めております。展覧会とか講演会、講座などを実施しているところでございますが、係制を廃止することによって、先ほどもお話がありましたとおり、目標管理の徹底を図るということを主眼に置きまして、お互いに相互供与をする、そういう体制をつくっていきたいと思っております。それによって、より広域的な進展が可能になるのではないかと考えております。

具体的な新旧比較表でございますけれども、第11条の庶務係と学芸係の廃止から初めまして、係の関係するものはすべてここで改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

2ページの11条をごらんいただくと、削除ということになります。それで、庶務係、学芸係のこの係制も廃止されるという改正であります。それから、先手を講じましたが、先ほどの教育長のご質問に対する博物館としての対応をご説明いただきました。

いかがでしょうか。これは全く細かいことですが、2ページの12条で、これは4項になりますが、現行規定では、4項は「係長」とありますが、それを新规定では「その他の職にある者は」というふうに改正されます。この「その他の職」というのは、具体的にどんな職を考えたらよろしゅうございますか。

博物館次長 主査という者が係長にかわってございますので、そういう形になると思います。

委員長 わかりました。それは従来からある職位ですね。

博物館次長 そうです。

委員長 松戸市全体の組織変革に伴うところの改正ですので、それに教育委員会のいろいろな諸機関も変更を余儀なくされるという議案の内容になります。

お願いします。

教育長 それでは、20年度の目標管理に基づく目標申告書ができましたら、企画管理室長に提出してください。

博物館次長 わかりました。

委員長 ありがとうございます。

先手を制したと思ったら、早速要望が出ました。よろしくお願いします。

それでは、議案第20号につきましても、質疑及び討論はこれで終結とさせていただきます、採決したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 これより議案第20号を採決いたします。議案第20号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

委員長 次に、議案第21号「松戸市立博物館名誉館長称号授与規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

博物館次長 議案第21号でございます。「松戸市立博物館名誉館長称号授与規則の制定について」でございます。

提案理由でございますが、松戸市立博物館の館長を長年にわたりお務めになり、松戸市の文化の向上と博物館の発展に多大なる功績を残されたことに対しまして、松戸市立博物館名誉館長の称号をお贈りしまして、その功労をたたえるために規則を制定するものでございます。

1ページから4ページが称号授与規則及び様式になっております。5ページには授与基準を添付してございますが、名誉館長称号授与規則第2条をごらんいただきますと、ちょっと読ませていただきますが、名誉館長の称号を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。第1項、博物館に館長として多年にわたり在職し、退職したものであること。第2項として、博物館における功績が多大であることとなっております。名誉館長称号授与規則の第2条を受けまして、第1号の「多年にわたり」とはどのぐらいかということで、10年以上というふうに規定してございます。それから、第2号の「功労が多大で」というところの、この功労の内容ですが、松戸市立博物館の事業に対して顕著な功績のあったこととしております。

次に、候補者の推薦に関しては第3条に、候補者の審査及び決定に関しては第4条に、そして名誉館長審査委員会に関しては第5条に記載してございますが、推薦は博物館長が行いまして、博物館名誉館長審査委員会で審査を行い、教育委員会が決定するということになっております。

また、審査会委員でございますが、第5条の中で教育長、生涯学習本部長及び生涯学習本部学校教育担当部長をもって組織するというふうに規定してあります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第21号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

全く新しい規則の制定になりますので、何かご意見等がございましたら、お願いします。

最初のご説明で、2条をお読みになったときに、1項、2項とおっしゃっていただきまし

たが、あとの説明では1号、2号というふうに言われましたので、これは校正のときに1号、2号に合わせてください。

内容としては、大体こういうことでよろしいんでしょうね。

質問ですが、松戸市にはこのような形で名誉館長にふさわしい何か名誉称号を与える規則はございますか。

生涯学習本部長 ほかにということであれば、名誉市民ですとか。もちろん若干違いますけれども。この場合には全く無報酬であるし、称号を授与するという形でございます。教育委員会としてはほかの例はございません。

委員長 ないですね。

生涯学習本部長 大学でいいますと、名誉教授というのに近いでしょうか。ですから、特別な権限もあるわけではございませんが……。

委員長 大学によって差はあるでしょうけれども、場合によっては名誉教授室なるものを設けられたり、いろいろな施設利用権が出るという点は出てくるでしょうけれどもね。

そうですね、それでは松戸市で初めての名誉称号になりますね。

教育長 教育委員会ではもちろん初めての規則だけでも、話題としては戸定歴史館の名誉館長の話題が過去に何回か上がっています。ご承知のとおり、徳川文武さん、昭武氏の4代目です。いろいろな意味で功績があるんで、名誉館長にどうだということらしいです。過去にはそういうふうなことが上がっています。

委員長 博物館ができて何年になるわけですか。

博物館次長 15年です。

委員長 15年。今までこういうことは話題にならなかったけれども、今後のことも考慮して、名誉館長ということですね。

いかがでしょうか。

八田委員、何かございますでしょうか。

八田委員 特にありません。

委員長 瀧田委員。

瀧田委員 特にないです。

委員長 根守委員、特に何か。

根守委員 ありません。

委員長 そうですか。

特にご質問等……。

(「結構です」の声あり)

委員長 質疑及び討論を終結させていただいて、議案第21号についての採決をしたいと思えます。議案第21号については、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。あとわずかですので、休憩は入れないで、継続してよろしいですね。

(「はい」の声あり)

## 議案第22号

委員長 次に、議案第22号「松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第22号「松戸市文化ホール条例施行規則の一部を改正について」ですが、提案理由でございます。文化振興財団で貸し出し業務を行っておりました映像編集、複写装置を文化ホールへ移設し、貸し出し業務を行うことにより、より広く市民に利用していただくため。

この改正につきましては、さきの当委員会でご承認の後に、3月市議会定例会でもご承認をいただきました松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例に伴うものの規則改正でございます。

お手元の7ページをお開きください。

まず、第5条でございますが、「条例第5条の規定により市民ギャラリー、市民ホール及び」、下にアンダーラインが入ってございますが、「付属設備」ということを追加をさせていただきます。この付属設備につきましては、先ほど言いましたように、映像編集と複写装置でございます。その他、第3号また第9条2号、第9条の3につきましては、表中の記載文章の文言の追加でございます。

あと、この8ページから10ページまでにつきましては、申請書、許可書、また取消し・変更申請書の書式を一部改正するものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第22号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

以前ここで議論したときに、細かいことは伺いました。このほうが利用に便利であろうというようなことで、たしか改正が認められました。それに関連する今回の施行規則の改正ということになるようです。

特によろしゅうございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第22号につきましては、質疑及び討論を終結とし、採決いたしたいと思  
います。議案第22号につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### 議案第23号

委員長 次に、議案第23号「松戸市体育指導委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、議案第23号「松戸市体育指導委員の委嘱について」説明させていただきます。

提案理由についてですが、松戸市体育指導委員の任期が本年3月31日で満了となりますので、スポーツ振興法第19条並びに体育指導委員に関する規則第3条に基づき、3ページから13ページの名簿の方々を松戸市体育指導委員として委嘱するものでございます。

なお、委員候補者の推薦に当たりましては、市政協力委員地区長12名にお願いし、社会的に信望があり、スポーツに関心と熱意を持っている方々を推薦していただきました。

新委員の任期でございますが、本年4月1日より平成22年3月31日までの2年間でござい  
ます。

よろしく願います。

委員長 ありがとうございます。

議案第23号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員、いかがでしょうか。

瀧田委員 表を見せていただきましたけれども、欠員があるところに関しては、随時推薦があった段階で入れるというふうに書いてありますね。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 多分明第一でしたか、5名ご退任で、2名の新任ですから、3名欠員でちょっときつと思いますので、なるべく地区長にお願いして、定員に近づくよう努力していただきたいと思います。

それから、退任が11人いらっしゃいますか。

スポーツ課長 十二、三です。

瀧田委員 13人ですね。13名というのはちょっと多いですね。年齢的にもお年の方の退任ということではないようですね。体育指導委員は社会体育の大きな担い手なので、なるべく活力のある間は一生懸命活動して頂き、市民の体力向上のためにお力をいただきたいなというふうに思っています。

非常に体力が要る仕事ですから、お1人、69歳で新任の方がいらっしゃいましたが、新任の年齢制限というのは特にないのでしょうか。

スポーツ課長 はい、ございません。

瀧田委員 ないんですね。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 人にもよりますが新任の方は大変だと思います。ですから、なるべく。お仕事もあったり、若い方といっても大変でしょうけれども、学校体育だけでなく、地域でいろいろやっていかななくてはならないこともふえていきますので、少し初任は年令も考えて頂けないでしょうか。青少年相談員とはまた質が違うんですけれども、若い人たちが喜んでやっていただけるようお願いしたいと思っているところです。

委員長 ありがとうございます。

108名の枠ということでしたが、105名の方に今度、再任、新任も含めて就任していただくということです。

以前、ここでこの枠をもう少し広げてもいいんじゃないかというような話をしたことがあるかと思いますが、そんなことも含めて、今後ご検討いただきたいと思います。

スポーツ課長 はい。

委員長 新任の方には本当ご苦労さんですが、よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。議案第23号について、何かほかに。

教育長 改めて聞くのもおかしいんですけども、この体育指導委員というのは文部科学省の国の制度ですか。

スポーツ課長 はい、スポーツ振興法でうたっています。

教育長 市町村が設置することは義務づけですか。

スポーツ課長 その条文をちょっと読ませていただきますが、市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解を持ち、及び次に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとするということになっておりますけれども、これはスポーツ振興法の第19条になっております。

教育長 そうすると、補助金か何かが出るんですか。

スポーツ課長 市からは補助金も出しております。

教育長 国からは。

スポーツ課長 国からは特には出ておりません。

教育長 国・県もなしですか。

スポーツ課長 はい。

教育長 交付税の算定基礎とか、そういうのもなしなんですか。

スポーツ課長 ないんです。

教育長 法律で決めてあるのに。

スポーツ課長 はい、そうです。

委員長 「するものとする」という規定の仕方という、義務規定ではない。強行規定ではない。委任規定のようですね。置いた場合にはそのようにしなさいと、基準を定めているような規定の内容のようですね。したがって、人数等、何人置けとか、そういうことは全然規定がないわけですね。

スポーツ課長 すみません、人数の関係なんですけど、もうこれは正式な決まりではないんですけども、全国体育指導委員連合のガイドブックというのがございます。ここに配置基準の目安となっておりますのが、人口4,000人に対して1名。それからいきますと、松戸の場合には121名がふさわしい人数という数字にはなるんですけども、現在108名ということなんです。

委員長 ありがとうございました。

瀧田委員。

瀧田委員 松戸市の場合、体育協会の力がかなり強くて、そちらのほうで体育の振興という

のはかなり力を入れているように思いますが、体育協会のように、一つの自分の専門種目とかいうことに縛られずに、体育指導委員の場合は広くいろいろなものを普及させるというのが目的ですから、ちょっと体協のほうの方向性と体育指導委員の方向は違うような気がするんです。それだけに、やはり新しいスポーツに取り組んだり、それからそのスポーツを普及させて、その一つのスポーツの組織づくりまでの道を体育指導委員がやってきたというふうな経緯があると思うんです。

ですから、ゲートボールとか、グランドゴルフ等新しいスポーツ、いろいろなスポーツの最初の種まきというんですかね、そういうのは体育指導委員が広く行ってきております。

委員長 そうですか。

瀧田委員 はい。

委員長 人間の健康維持のためには体育はとても重要ですから、そういう意味で社会教育の一環として委員の人たちには本当にご苦労さんだと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第23号についてはよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論を終結させていただき、採決いたしたいと思ひます。議案第23号については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### 議案第24号

委員長 次に、議案第24号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明を願ひます。

学務課長 議案第24号につきましては、「松戸市教育功労者の表彰について」であります。

これは、松戸市教育委員会表彰規則第2条によりまして、表彰状を贈呈するものであります。具体的には、校長または教頭として市内で退職する者に表彰状を贈呈するということとなります。

2ページに今年度末の教育功労者の表彰候補者名簿というのを載せておきましたが、18名。この18名が今年度末、校長または教頭として市内の学校で退職を迎える者でありまして、こ

の18名の方に表彰状を贈りたいということであります。

具体的には、あしたの臨時校長会の前に教育長さんにここでご承認いただければ、表彰状を贈呈するというふうになると、そういうことであります。

以上です。

委員長 議案第24号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

18名の皆さんの履歴が載っております。先ほどの職制に関しても言葉として出ましたが、団塊の皆さん、昭和22年生まれ、23年生まれの皆さんの退職に伴うところの表彰になります。とても多いですね。校長先生13名、教頭先生が5名ということになります。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 教育委員会としては18名の皆さんに、松戸市の教育、小・中学校の教育にご協力いただきまして、本当にありがとうございましたという言葉添えて、この教育功労者表彰をご承認いただきたく思います。

質疑及び討論は終結させていただき、採決をとりたいと思います。議案第24号については、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### 議案第25号

委員長 最後に、議案第25号になります。議案第25号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。お願いします。

企画管理室長 議案第25号につきまして、ご説明させていただきます。

お疲れのところ大変恐縮でございますが、最後の議案でございますのでよろしくお願いたします。

こちらのほうも一番最初に出てまいりました議案第11号に関連するものでありまして、職員の補職、職制について、市長部局との整合性を保ちたいという趣旨で改正をさせていただきたいということでございます。

内容につきましては、3ページをごらんいただければと思います。

3ページのほうで、改正案のほうで「栄養士長」、「技監補」、それから「理事」という部分を加えさせていただきたいということでございます。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第25号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

今までは理事という職位はなかったわけですか。

企画管理室長 この部分は、実は従来の本部長が設けられたときに、必要な部分については職制の改正をするよう注意をしなければいけなかったのですが、それが漏れておりました。あわせて修正をさせていただきたいということでございます。

委員長 わかりました。

議案第25号につきましても、ただいまのご説明のとおりですので、特にご質問等はよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑及び討論は終結とさせていただき、採決いたします。議案第25号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これを承認することに決定いたしました。

#### その他

委員長 こちらで用意した議案は以上です。その他で、委員の皆さんにご意見がなければ、社会教育課長よりその他についてご発言がありますので、お願いします。

社会教育課長 社会教育課でございます。飛び入りで申しわけございません。1月26日から3月9日まで開催をいたしました、場所は市立博物館でございますが、そちらのほうで美術展、「松戸のたからもの展」を開催させていただきました。そのご報告をさせていただきたいと思っております。

入場者が2,292名お見えになっていただきました。そのうち有料入場者が830名、それで免除した方、これは障害者だとか70歳以上、また土曜、日曜の小・中学生、その方たちが529

名、また招待券、関係者が933名で、合計で2,292名の方にごらんをいただきまして、無事終了をいたしました。

特に今回の特徴としましては、実はボランティアを導入いたしまして、土曜、日曜、祝日でございますが、紙芝居をいたしました。これにつきましては、作者また作品の解説を語りながら、また紙芝居を利用してということで、大変その部分の評価が高かったというふうに私どもは感じております。

ちなみに、アンケートを行いまして、115名の方にアンケートを書いていただきまして、中身を読みますと、やはりもっとこういう機会をとらえて、どんどん松戸の宝物を展示してほしいと。また、できればもっと松戸市にお宝があるんで、もっと公開してくださいとか、また紙芝居がとてもよかったとか、説明がよかったと。いいことばかりでございますが、若干我々事務局としましては、まだ反省すべき点もあろうというふうに思いまして、また次回もぜひそういった企画を考えてみたいなというふうに考えてございます。

以上、ご報告でございます。

それと、すみません、もう1点、実は今回、通常こういう企画、美術展や何かには、要するに図録というものを作成するわけですが、今回はちょっと予算の関係だとか、また松戸のものということで、実は絵はがきを作成いたしました。1部600円でやっておりますが、会期中は140部、8万4,600円を売り上げたんですが、実は予算も5万円程度しか売れないかなというふうには考えていたんですけども、かなり大幅にということで。実際、変わったのは、この会期が終了した後も、実は55部売れたということで、ちょっと変わった現象が出てきたのかなと。人づてで、これはいいよということで、買いに来られたお客さんがかなりいたということだけご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

瀧田委員 冊子をつくるよりいいですね。

委員長 そうですね。お宝もそうですが、結局はそういうことを通じて、松戸市の歴史や文化に広がっていけばいいと思うんです。いろいろな文化活動があつてよかろうと思います。本当にご苦労さんでした。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成20年第1回臨時教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

内田本部長は、本日をもって公式な教育委員会会議は終了になりました。長い間、本当にありがとうございました。

閉会 午後 3時38分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員